

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人地塩会南国中央病院が開設する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適生な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の必要性を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人地塩会南国中央病院
指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 二 所在地 南国市後免町 3-1-27

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管 理 者 1 名
管理者は、事業所の従事者の管理及び指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医 師 1 名以上
医師は、訪問リハビリテーション計画を作成にあたり、利用者の診療を行なうとともに指示書を作成する。
- 三 理学療法士 1 名以上
作業療法士 1 名以上

言語聴覚士 1 名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行なう。また、医師と共同しリハビリテーション計画書の作成を行なう。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は原則休業とするが、必要性や相談に応じて営業する場合もあり。

二 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

三 電話等による連絡は、営業時間内可能な体制とする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第 6 条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

一 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

二 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を医師と共同で作成するとともに、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に指導又は説明を行なうとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

三 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用料等)

第 7 条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、南国市、香南市、香美市、高知市東部（大津・介良・高須）の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な手当を行なうとともに、速やかに主治医へ連絡を行ない、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供の際に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問又は照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(災害対策)

第12条 法人が定める「災害対策規定」と併せて、事業所で作成している「災害時対応マニュアル」「避難訓練の手引き」に基づき、地震・津波を想定した避難訓練を年3回、水害、土砂災害を想定した避難訓練を年1回実施する。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 高齢者虐待防止対策を検討する委員会への参加。
 - 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - 三 責任者を訪問リハビリテーション事業所から一名選定。
 - 四 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 15 条 従業者に対してのハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 ハラスメントを防止するための研修の実施。
- 二 責任者を訪問リハビリテーション事業所から一名選定
- 三 従業者が相談を行ないやすい体制の整備。
- 四 重要事項説明書により契約の際、利用者及び家族へ注意喚起、ハラスメントが起こった際、契約解除とする旨を明確に説明することとする。

(認知症に係る取り組みに関する事項)

第 16 条 事業所は、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から次の措置を講ずるものとする。

- 一 認知症対応力向上を目的に従業者に対し、年 1 回認知症に関する研修を実施。
- 二 介護サービス上表公表制度において、研修状況を公表することとする。

(感染症対策に係る取り組みに関する事項)

第 17 条 感染症の発生及び蔓延に対し、適切に対応を行ない、事業の継続・サービス提供の継続が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 従業者は「感染症予防マニュアル」「新型コロナウイルス感染症感染対策マニュアル」を遵守し、感染予防に努める。
- 二 責任者を選定し、院内で実施している、感染症対策委員会へ参加。
- 三 年 1 回感染症対策についての研修・訓練を実施。

(業務継続計画策定に関する事項)

- 第 18 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 二 事業所は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対し業務継続計画について周知するとともに、第 12 条・ 第 17 条のとおり研修及び訓練を実施する。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体的拘束に関する事項)

- 第 19 条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。
- 二 身体的拘束を行う場合は、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日改定。

平成 30 年 4 月 1 日改定。

令和 3 年 4 月 1 日改定。

令和 6 年 6 月 1 日改定。